大分市委託業務の契約に係る入札結果等の公表に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市が発注する委託業務（建設工事に関する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務を除く。以下同じ。）の契約に係る競争入札（以下「入札」という。）及び随意契約（以下「入札等」という。）について、入札等の公正を確保し、その適正化を図るため、入札結果等（次条各号に掲げる事項をいう。以下同じ。）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表の範囲）

第２条　公表の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

⑴　指名結果又は見積業者選定結果　次に掲げる事項

ア　委託業務の名称及び履行場所

イ　開札予定日又は見積書の開封の予定日

ウ　指名した者（見積依頼した者を含む。）の商号又は名称

エ　予定価格

⑵　入札又は見積りの結果　次に掲げる事項

ア　委託業務の名称及び履行場所

イ　開札日又は見積書の開封の日

ウ　入札者（見積書を提出した者を含む。）の商号又は名称及び入札金額又は見積金額

エ　落札者（随意契約により契約を締結した者を含む。）の商号又は名称及び落札金額（見積書により契約を締結した場合にあっては、契約金額）

オ　予定価格

（公表の方法）

第３条　入札結果等の公表の方法は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して本市が開設する公式ホームページ若しくは大分県共同利用型入札情報サービスシステム（ＰＰＩ）（以下「ホームページ等」という。）により閲覧に供する方法とする。

２　閲覧所において行う公表の期間は、次に掲げるとおりとする。

⑴　一般競争入札については、入札執行の日の翌日からその日の属する年度の翌年度の３月３１日までとする。

⑵　指名競争入札及び随意契約については、指名執行若しくは見積依頼の通知をした日又はその翌日からその日の属する年度の翌年度の３月３１日までとする。

３　ホームページ等において行う公表の期間は、入札執行の日の翌日から起算して７日を経過する日からその日の属する年度の翌年度の３月３１日までとする。

（閲覧所）

第４条　前条第１項の閲覧所は、契約担当課とする。

（補則）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。